

令和5年 5月 8日

熊本県立第二高等学校
年 組 号 氏名

保護者様

熊本県立第二高等学校

学校感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。下記の学校感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、御家庭でゆっくり休養させてください。

なお、証明書については、生徒が回復し登校する際、学級担任へ提出してください。

記

【学校において予防すべき感染症の種類】

	疾病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
第2種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症※	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎 結核	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症(O157)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、パラチフス、腸チフス、細菌性赤痢、その他の感染症	

△注意！！ 「感染性胃腸炎」は、基本的には出席停止になりません。

しかし、医師が学校での感染拡大を懸念して学校を休むよう指示した場合のみ、出席停止となります。本人の安静のために休むよう言われても出席停止にはなりません

※その他 新型コロナウイルス感染症:校長が出席停止を必要と認めた場合

・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合

1 出席停止期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 出席停止理由

診断名	
(第2種の感染症)	(第3種の感染症)
1 インフルエンザ{A・B・疑い}	1 腸管出血性大腸菌感染症
2 百日咳	2 流行性角結膜炎
3 麻疹(はしか)	3 急性出血結膜炎
4 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	4 その他の感染症 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 5px;"></div>
5 風疹(三日はしか)	
6 水痘(水ぼうそう)	
7 咽頭結膜熱	
8 新型コロナウイルス感染症	(第1種の感染症)
9 髄膜炎菌性髄膜炎	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 5px;"></div>

受診した医療機関名を御記入ください。

受診日 令和 年 月 日
医療機関名()

上記○印の疾病に罹患していることを報告します。

令和 年 月 日

保護者名